

町営住宅補充入居者募集のお知らせ

この募集は、町営住宅に空きが出た場合に備え、入居予定者をあらかじめ決めるために行うものです。
今回の募集で審査を行い、補充入居者としての順位を定め、空きが生じた住宅に順次補充します(入居待機期間平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)。

◆町営住宅とは

住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに、低廉な家賃で供給するために、町が国の補助を受けて建設した住宅です。入居資格、募集概要は次のとおりです。
※家賃は、過去1年間の世帯全員の所得によって決定されます。

②若葉団地

所在地
氷川町今215番地1
(小学校区・宮原小／
中学校区・氷川中)

◆住宅の概要

平成15年度建設 鉄筋コンクリート構造2階建、床面積80平方メートル、3DK、オール電化住宅、駐車場あり(1台)
家賃
2万8200円

①野津団地

所在地
氷川町野津1353番地
(小学校区・竜北東小／
中学校区・竜北中)

◆住宅の概要

平成6～8年度建設、木造2階建(庭付き)、床面積74～79平方メートル、3DK、駐車場あり(2台)
家賃
2万2000円

③桜ヶ丘団地

所在地
氷川町宮原1176番地75ほか
(小学校区・宮原小／
中学校区・氷川中)

◆住宅の概要

昭和57～62年度建設、鉄筋コンクリート構造2階建(庭付き)、床面積61～66平方メートル、共益費 3000円(月額)

3DK、駐車場あり(1台)
家賃
1万3500円

◆入居資格

同居親族(または同居しようとする親族)があり、暴力団員ではないこと。
国税・地方税・町税などを滞納していないこと。

過去1年間の世帯所得が月額15万8千円以下であること。

※入居者または同居者に、次に掲げる人がいる場合は、世帯所得の基準額が月額21万4千円となります。

障がい者手帳をお持ちの人(身体1～4級・精神1～2級)

小学校就学前の児童

このほか、公営住宅法および氷川町営住宅条例に基づきます。詳しくはお問い合わせください。

◆申込期限

2月13日(金)

◆申込書および募集要項

建設下水道課および宮原振興局総務振興課にあります。また、氷川町のホームページからダウンロードも可能です。

◆お申し込み・お問い合わせ先
建設下水道課管理係
☎52・5856(直通)

有佐駅前団地(特定公共賃貸住宅)入居者募集!!

有佐駅前団地は、JR有佐駅から徒歩3分、段差をなくしたバリアフリー設計の住宅でどなたでも住みやすい住宅です。お部屋の見学もできます(平日のみ)。お気軽にお問い合わせください。

◆所在地

氷川町宮原243番地15
(小学校区・宮原小／
中学校区・氷川中)

◆住宅の概要

平成14年度建築、耐火・鉄筋コンクリート構造
3階建(エレベーター有)
募集住戸(1戸)
1階102号室

4LDK庭付き(床面積94平方メートル)、家賃6万円(月額)

※別途、共益費3500円、駐車場500円(1台)が毎月掛かります。

◆入居資格

同居親族(または同居しようとする親族)があり、暴力団員でないこと。
国税・地方税・町税などを滞納していないこと。

過去1年間の所得の額が月額15万8千円～48万7千円であること。また、所得が基準に満たない場合は、上昇の見込みがあること。その他、氷川町特定公共賃貸住宅条例などに基づきます。

◆申込期間
随時受け付けております。

◆申込書および募集要項

建設下水道課および宮原振興局総務振興課にあります。また、氷川町のホームページからダウンロードも可能です。※受け付けから入居決定まで、審査に2週間程度かかります。

◆お申し込み・お問い合わせ先
建設下水道課管理係
☎52・5856(直通)



水のリサイクルで住みよくなる

公共下水道へ早期接続のお願い

町では、快適で住みよくなるために公共下水道整備を進めております。供用開始になりました区域については、できるだけ早く公共下水道に接続していただくようお願いします。

整備された下水道も、地域に居住する皆さまが積極的に活用していただければ、効果は期待できません。下水道への早期接続にご理解とご協力をお願いします。

下水道の役割について

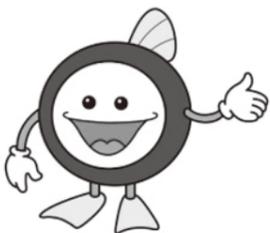
●家の環境が良くなります!
水洗トイレが使えるようになり、清潔で快適に暮らせるようになります。

●町の環境が良くなります!
排水を水路や側溝に垂れ流さなくなるため、悪臭や蚊、ハエなどの発生を抑える効果があります。

●川や海がきれいに!
排水は下水処理場できれいに処理されます。

排水設備について

排水設備とは、台所・お風呂・トイレなどから公共汚水マースに接続するまでの配管などのことを言います。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

この排水設備の工事費については個人負担です。

●雨水を流すことはできません。浄化槽ですでに水洗化されているトイレも下水道に接続をお願いします。
●排水設備が接続され、下水道の使用が開始されると、下水道使用料が徴収されることとなります。その算定方法は、表1のとおりです。

【表1】

区分	算定方法
上水道のみを使用する場合	上水道の使用水量により算定
井戸水や地区の水道を使用する場合	井戸水や地区の水道の使用水量により算定(町がメータ器を設置します)
上記の水を併用して使用の場合	使用水量を合算して算定

接続は指定工事店で

皆さまのご家庭の台所・風呂・トイレなどの排水を公共マースへ接続するための排水設備工事は、町に登録のある指定工事店でなければなりません。排水設備工事の流れは次のとおりです。

- ①氷川町の指定を受けた指定工事店に見積りを依頼
- ②指定工事店と契約
- ③町へ『排水設備等確認申請書』を提出(指定工事店が行います)し、町の許可後に着工します
- ④工事完了後、『工事完了届』を提出(指定工事店が行います)

水洗便所改造工事費等助成制度

⑤町の担当者と施工した指定工事店の責任技術者の立会いの下、完了検査を行います。
※指定工事店一覧表は、建設下水道課下水道係または宮原振興局総務振興課窓口で配布しています(ホームページにも掲載しています)。詳しい内容についてはお問い合わせください。

【表2】

工事種別	助成金額	備考
くみ取り便所からの改造工事	8万円	—
単独浄化槽からの改造工事	4万円	—
合併浄化槽からの改造工事	3万円	補助金を受給していないもの
〃	2万円	補助金を受給しているもの

※排水設備工事を行う際に、トイレなどの改修工事部分に、住宅リフォーム促進事業の補助金交付の対象に該当することも考えられます。詳しい内容については、商工観光課(☎62・2315)までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

建設下水道課下水道係
☎52・5862(直通)